

カンボジア王国

国家 宗教 王

経済財政省

No.563 MEF PrK

省令

独立監査人からの監査を受けた財務諸表を提出する義務

第1章

一般規定

第1条

この規定は、義務者に対する独立した監査済み財務諸表の提出のための手順と要件を示し、財務諸表の独立した監査が効果的で説明責任のある、また透明かつ効率的なものになるよう、その法令順守と管理を強化することを目的としたものです。

第2条

この省令は、カンボジア王国の企業、公開企業、公的責任のある企業、投資プロジェクト、非営利団体に適用されます。

第3条

省令で使用される用語は次のように定義されます。

- **義務**：企業、公開企業、公的責任のある企業、投資プロジェクト、非営利団体を指します。
- **企業**：営利目的の組織または機関を指します。これには、銀行、金融機関、中小企業、零細企業などの公的企業および民間企業が含まれます。
- **公開企業**：公開企業に関して現在施行されている契約条件の規定に基づいて存在する組織を指します。
- **公的責任のある企業**とは、以下のいずれかを指します。

1. 地元のもしくはその地域の公開市場で取引されるデリバティブまたは資本商品を保有する企業、または公開市場（国内または外国の株式市場、または店頭）での取引のためにこれらの商品をリリースする過程にある企業
 2. 銀行、預金のあるマイクロファイナンス機関、信用金庫、保険会社、証券会社、証券ブローカー、投資信託など、企業の本業の一環として多数の者からの信用を受けて資産を保有している企業。
- **投資プロジェクト**：カンボジア開発評議会からの最終登録証明書を持つ適格投資プロジェクトを指します。
 - **売上高**：特定の会計年度における事業活動の結果として生じた収益を指します。
 - **総資産**：財政状態計算書に表示される短期および長期資産の両方を指します。
 - **独立監査**：国家会計評議会（以下、**NAC**）から認可を受けた監査人による財務諸表の監査を指します。
 - **労働者**：自然人、公的および私的機関などの他者の指示と管理のもと、有償で働くあらゆる種類のあらゆる国籍の人を指します。労働者の性質を明らかにするために雇用主や労働者の法令を考慮する必要はなく、賃金が安いか高いかを考慮する必要もありません。

第2章

独立した監査義務を履行するための要件

第4条

すべての公開企業、公的責任のある企業および投資プロジェクトは、独立監査のために会計期間ごとに財務諸表を提出する必要があります。

第5条

第4条に規定する公開企業、公的責任のある企業および投資プロジェクト以外の企業は、以下の3つの基準のうち少なくとも2つの基準を満たしている場合、各会計年度の財務諸表を独立監査のために提出しなければなりません。

- 基準1：会計期間の現在の売上高が40億リエル以上
- 基準2：決算期末時点で総資産が30億リエル以上
- 基準3：年間の平均従業員数が100人以上

上記3つの基準のうち少なくとも2つを満たさない企業は、自主的に財務諸表を独立監査に提出することができます。

第6条

非営利団体は、以下の2つの基準を両方とも満たす場合、各会計期間の財務諸表を独立監査に提出しなければなりません。

- 年間支出総額が20億リエル超
- 年間平均従業員数20名以上

上記2つの基準を満たさない非営利組織は、自主的に年次財務諸表を独立監査に提出することができます。

第3章

義務

第7条

すでに独立監査を受けている第5条の遵守が義務付けられている企業は、基準を満たさなくなった場合でも、各会計期間の財務諸表を少なくとも3年連続で独立監査に提出しなければなりません。

第8条

義務者が最終会計期間の終了日から連続12か月間商業活動または営業活動を行っていない場合、その義務者はNACに対し、独立監査を受けた財務諸表を提出しないことを申請することができます。

第9条

年次財務諸表に関する独立監査作業および独立監査意見は、会計年度終了後6か月以内に完了させるものとします。義務者が提出期限に間に合わない場合、適切な理由を示してNACに延長を要求することができます。

第10条

会計年度終了後 6 か月と 15 日以内に、独立監査済み財務諸表および独立監査報告書をNAC事務局に提出しなければなりません。

第11条

2020 会計期間の財務諸表の独立監査は、独立監査の初年度として定義されます。監査人は、連続 5 年を超えて企業または非営利企業に監査サービスを提供してはなりません。

第12条

経済財務省の規則に従って財務諸表を登録しておくためにサービス料を支払うものとなります。

第13条

保存の手順及び方法は、NAC事務局の指示によって定めます。

第4章

事務局の権利および義務

第14条

NAC事務局はそのような報告書を保管する義務があり、当該報告書が現在施行されている関連する法律、規制、基準に準拠しているかどうかを監視および評価する機能を実行するためにそれらの財務諸表を使用する権利を有します。

第15条

NAC事務局の責任者および職員は、義務者の財務情報および非財務情報を機密に保たなければなりません。

義務者の財務情報および非財務情報を漏洩した者は、現行法の下で責任を問われるものとなります。

第16条

NAC は、適用される法律および規制に従って要請があった場合、財務諸表を管轄公的機関に提供する権利を留保します。

第5章

ペナルティ

第17条

会計監査法およびカンボジア王国で施行されている会計監査分野の規制に規定されている他の罰則に関係なく、この省令に違反した義務者は、会計監査法違反に対する経過措置罰則に関する政令第79号（2020年6月1日発行）に規定されているように、NACからの経過措置罰則の対象となります。

第6章

最終規定

第18条

会計監査のための財務諸表の提出義務に関するMEF規則第643号（2007年7月20日付）およびこの規則に反する規定は廃止されます。

第19条

国家会計評議会議長、内閣長官、事務局長を担当する王立政府代表団、事務局長、NAC事務局長、経済財政省傘下のすべての関連部門の責任者、およびすべての関連機関は、以下の署名日からこの省令の内容を有効に実施するものとします。

首都プノンペン 2020年6月10日

副首相

経済財政省大臣

ウオン・ポーンモニロス